



# 山形県公報

平成18年9月15日(金)  
第1776号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                    |                      |      |
|------------------------------------|----------------------|------|
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....             | (健康福祉企画課) ...        | 1211 |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....          | (同) ...              | 1212 |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....             | (同) ...              | 同    |
| 歳入の収納の事務の委託.....                   | (長寿社会課) ...          | 同    |
| 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... | (経営安定対策課) ...        | 1213 |
| 国土調査の成果の認証.....                    | (農村計画課) ...          | 同    |
| 同.....                             | (同) ...              | 同    |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....                | (村山総合支庁農村計画課) ...    | 同    |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....                | (同) ...              | 1214 |
| 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....      | (都市計画課) ...          | 1215 |
| 道路の区域の変更.....                      | (村山総合支庁西村山総務建築課) ... | 同    |
| 道路の位置の指定.....                      | (置賜総合支庁建築課) ...      | 1216 |
| 同.....                             | (同) ...              | 同    |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                   |   |
|-------------------|---|
| 政治団体の設立.....      | 同 |
| 政治団体の届出事項の異動..... | 同 |

### 公 告

|                           |                   |      |
|---------------------------|-------------------|------|
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | (村山総合支庁企画振興課) ... | 1217 |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....        | (商業経済交流課) ...     | 1218 |
| 警備員指導教育責任者講習の実施.....      | (公安委員会) ...       | 1221 |

## 告 示

### 山形県告示第864号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成18年9月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称        | 指定医療機関の所在地     | 指定年月日      |
|------------------|----------------|------------|
| 山 寺 医 院          | 山形市大字山寺4351番の1 | 平成18. 7. 7 |
| 医療法人 石 黒 内 科 医 院 | 酒田市東中の口町3番2号   | 同 7. 8     |

## 山形県告示第865号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条(第55条において準用する同法第50条)の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年9月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称        | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日      |
|------------------|----------------|------------|
| 医療法人 山 寺 医 院     | 山形市大字山寺4351番の1 | 平成18. 6.30 |
| 医療法人 石 黒 内 科 医 院 | 酒田市東中の口町3番2号   | 同 7. 7     |
| 磯 部 医 院          | 米沢市大字笹野4555番地  | 同 8. 1     |
| 磯 部 医 院 米 沢 分 館  | 同 本町一丁目5番1号    | 同          |

## 山形県告示第866号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成18年9月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称     | 施設又は実施する事業の種類                                                 | 指定介護機関の所在地      | 指定年月日      |
|---------------|---------------------------------------------------------------|-----------------|------------|
| さがえ西村山農業協同組合  | 居 宅 介 護 支 援                                                   | 寒河江市中央工業団地75番地  | 平成18. 7. 1 |
| タイハイケアサービス    | 訪 問 介 護<br>介護予防訪問介護                                           | 鶴岡市淀川町3番17-1号   | 同 8. 1     |
| デイサービス・コムスン新庄 | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護                                           | 新庄市金沢1863番地1号   | 同          |
| ウエルランドいづか     | 福 祉 用 具 貸 与<br>介護予防福祉用具<br>貸与<br>特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉<br>用具販売 | 南陽市宮内4558番地の1   | 同          |
| 山辺町地域包括支援センター | 介 護 予 防 支 援                                                   | 東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地   | 同          |
| 城 西 調 剤 薬 局   | 居 宅 療 養 管 理 指 導                                               | 山形市城西町五丁目29番24号 | 同 8. 9     |

## 山形県告示第867号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成18年9月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 委託した収納事務  
介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地  
(1) 名 称 社会福祉法人山形県社会福祉協議会

(2) 所在地 山形市小白川町二丁目3番31号

3 委託期間 平成18年7月14日から平成23年3月31日まで

山形県告示第868号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年9月15日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.45パーセント」を「年0.40パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成18年8月18日から適用する。
- 2 平成18年8月18日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第869号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成18年9月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
鶴岡市
- 2 調査を行った期間  
平成14年5月7日から平成16年3月24日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
鶴岡市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
小菅野代、五十川、小国の各一部
- 5 認証年月日  
平成18年9月6日

山形県告示第870号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成18年9月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
大石田町
- 2 調査を行った期間  
平成14年5月7日から平成17年3月24日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
大石田町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字田沢の一部
- 5 認証年月日  
平成18年9月6日

山形県告示第871号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小田島土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成18年9月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名        | 住所                  |
|----------|-----------|---------------------|
| 理事       | 阿 星 源 八   | 東根市大字郡山5番地          |
| 同        | 阿 部 喜 一 郎 | 西村山郡河北町大字新吉田616番地の2 |
| 同        | 奥 山 敏 雄   | 東根市大字野田2番地          |
| 同        | 柴 田 松 夫   | 同 大字蟹沢543番地         |
| 同        | 杉 浦 好 一   | 同 大字松沢1番地           |
| 同        | 山 口 孝 一   | 同 六田二丁目5番11号        |
| 同        | 角 川 幸 一   | 西村山郡河北町谷地辛2085番地の2  |
| 同        | 石 山 光 示   | 東根市大字島大堀35番地        |
| 同        | 本 間 俊 一   | 同 大字野田53番地          |
| 同        | 鈴 木 昭 司   | 同 大字蟹沢758番地         |
| 同        | 浪 波 實     | 同 445番地             |
| 監事       | 工 藤 弘     | 同 大字野田315番地内第1号     |
| 同        | 滝 口 力     | 同 大字蟹沢385番地内第2号     |
| 同        | 鈴 木 安 一   | 同 大字松沢46番地の3        |

## 山形県告示第872号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、小田島土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成18年9月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名        | 住所                  |
|----------|-----------|---------------------|
| 理事       | 阿 部 喜 一 郎 | 西村山郡河北町大字新吉田616番地の2 |
| 同        | 奥 山 敏 雄   | 東根市大字野田2番地          |
| 同        | 柴 田 松 夫   | 同 大字蟹沢543番地         |
| 同        | 杉 浦 好 一   | 同 大字松沢1番地           |
| 同        | 山 口 孝 一   | 同 六田二丁目5番11号        |

|     |         |                    |
|-----|---------|--------------------|
| 同   | 角 川 幸 一 | 西村山郡河北町谷地辛2085番地の2 |
| 同   | 石 山 光 示 | 東根市大字島大堀35番地       |
| 同   | 本 間 俊 一 | 同 大字野田53番地         |
| 同   | 鈴 木 昭 司 | 同 大字蟹沢758番地        |
| 同   | 浪 波 實   | 同 445番地            |
| 同   | 瀬 野 善 蔵 | 同 大字郡山25番地         |
| 監 事 | 鈴 木 安 一 | 同 大字松沢46番地の3       |
| 同   | 横 尾 宣 治 | 同 大字蟹沢369番地        |
| 同   | 太 田 徳 幸 | 同 大字野田102番地        |

山形県告示第873号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき河北町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年 9月15日

山形県知事 齋 藤 弘

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 河北都市計画下水道
- (2) 名 称 河北公共下水道

2 縦覧の場所

土木部都市計画課

山形県告示第874号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年 9月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成18年 9月15日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 寒河江西川線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|-------------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 西村山郡西川町大字沼山字高瀬825番2から<br>同 826番38まで | 旧    | 60.7メートル<br>と<br>45.5 | メートル<br>12 |
| 同 上                                 | 新    | 56.0メートル<br>と<br>45.5 | 同 上        |

## 山形県告示第875号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成18年9月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私有置総建第274号
- 2 指定の場所 東置賜郡高畠町大字高畠字仲江525番1
- 3 道路の現況 幅員 4.00メートル  
延長23.06メートル
- 4 指定年月日 平成18年9月6日

## 山形県告示第876号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成18年9月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私有置総建第273号
- 2 指定の場所 東置賜郡高畠町大字上平柳字土祖神2243番2
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長66.06メートル
- 4 指定年月日 平成18年9月6日

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第113号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成18年9月15日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日          |
|-------------|--------|----------|----------------|----------------|
| 山田としお山形県後援会 | 遠藤 芳雄  | 吉田 修一    | 山形市七日町三丁目1番16号 | 平成<br>18. 8.22 |
| 育 裕 会       | 齋藤 裕之  | 大山 勲     | 長井市舟場5-14      | 同<br>8.28      |

## 山形県選挙管理委員会告示第114号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成18年9月15日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

## 政 党

| 政治団体の名称       | 異動事項       | 内 容               |                    | 届出年月日          |
|---------------|------------|-------------------|--------------------|----------------|
|               |            | 新                 | 旧                  |                |
| 自由民主党山形県心友会支部 | 会 計 責 任 者  | 川 合 勝 太 郎         | 斎 藤 義 四 郎          | 平成<br>18. 7.24 |
| 自由民主党白鷹支部     | 代 表 者      | 衣 袋 志 郎           | 五 十 嵐 政 司          | 同<br>7.27      |
|               | 会 計 責 任 者  | 青 木 彰 榮           | 岡 田 明              |                |
|               | 主たる事務所の所在地 | 西置賜郡白鷹町大字畔藤2788番地 | 西置賜郡白鷹町大字高玉996番地の5 |                |

## その他の政治団体

| 政治団体の名称       | 異動事項       | 内 容           |               | 届出年月日          |
|---------------|------------|---------------|---------------|----------------|
|               |            | 新             | 旧             |                |
| 小野清子山形県心友会後援会 | 会 計 責 任 者  | 川 合 勝 太 郎     | 斎 藤 義 四 郎     | 平成<br>18. 7.24 |
| はが誠後援会        | 代 表 者      | 秋 野 忠         | 富 樫 啓 二       | 同<br>8.23      |
| 阿部昇司後援会       | 主たる事務所の所在地 | 鶴岡市上藤島字上川原56  | 鶴岡市渡前字中堰106-1 | 同<br>8.28      |
| 公明党を励ます山形県民の会 | 政治団体の名称    | 公明党を励ます山形県民の会 | 公明党を励ます会      | 同<br>8.30      |
|               | 会 計 責 任 者  | 大 木 三 男       | 真 木 正 夫       |                |

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成18年9月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年8月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 一歩・一歩の会
  - (2) 代表者の氏名  
細越 正則
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市深町一丁目9 - 14番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、社会的に弱い立場に立たされている知的障害者が、地域の中で地域の方々の優しさに包まれ、

一人ひとり生活に意欲と自己表現を高め、社会の一員として豊かな日々を過ごすことが出来るよう、知的障害者の支援に関する各種の事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成19年1月15日まで縦覧に供する。

平成18年9月15日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

S - M A L L (エスマール)

鶴岡市錦町2番21号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社庄交コーポレーション 鶴岡市錦町2番60号

代表取締役 吉野 公一

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称             | 住 所        | 代表者の氏名    |
|-----------------|------------|-----------|
| 株式会社 庄交コーポレーション | 鶴岡市錦町2番60号 | 真 嶋 経 一 郎 |

(変更後)

| 名 称             | 住 所        | 代表者の氏名  |
|-----------------|------------|---------|
| 株式会社 庄交コーポレーション | 鶴岡市錦町2番60号 | 吉 野 公 一 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称             | 住 所                             | 代表者の氏名    |
|-----------------|---------------------------------|-----------|
| 株式会社 横浜ファーマシー   | 青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井46番34          | 松 山 稔     |
| 株式会社 庄交コーポレーション | 鶴岡市錦町2番60号                      | 真 嶋 経 一 郎 |
| 株式会社 主婦の店鶴岡店    | 鶴岡市本町一丁目6番2号                    | 大 川 一 郎   |
| 有限会社 ボズ・ワン      | 東京都世田谷区三軒茶屋一丁目32番7号             | 菅 野 健 一   |
| 株式会社 イーストボーイ    | 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目8番3号               | 小 林 孝 是   |
| 株式会社 奥羽カラー現像所   | 山形市南四番町1番24号                    | 大 塚 康 弘   |
| 株式会社 リオチェーン     | 愛知県名古屋市中区平和一丁目1番20号<br>リオ第3ビル4F | 横 山 卓 幸   |
| 東京シャツ株式会社       | 東京都千代田区東神田二丁目8番12号              | 鈴 木 政 利   |

|                 |                        |       |
|-----------------|------------------------|-------|
| 有限会社 木村屋        | 鶴岡市山王町9番25号            | 吉野隆一  |
| 有限会社 地主園        | 鶴岡市本町一丁目5番18号          | 地主幸広  |
| 株式会社 ファンシーフラワー  | 鶴岡市日吉町2番23号            | 後藤八郎  |
| 有限会社 佐藤正栄堂      | 鶴岡市本町二丁目2番10号          | 佐藤成一  |
| 株式会社 ロベリア       | 東京都江東区越中島二丁目1番38号      | 大野豊   |
| 株式会社 モリタ        | 秋田県秋田市旭北錦町1番53号        | 盛田良次  |
| 株式会社 キング        | 大阪府吹田市豊津町1番7号          | 山田幸雄  |
| 株式会社 イワマ靴店      | 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目9番17号   | 岩間英泰  |
| 株式会社 エガミ        | 秋田県横手市寿町8番13号エガミビル3F   | 江上キヌ子 |
| 株式会社 さが美        | 神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目2番11号  | 石田敏彦  |
| 有限会社 イツキ通信機     | 鶴岡市大字外内島字石名田121番地      | 阿部修   |
| 有限会社 ドルフィン      | 酒田市光ヶ丘一丁目17番14号        | 青塚義明  |
| ロイヤルネットワーク株式会社  | 酒田市新橋一丁目4番10号          | 仲條啓三  |
| 株式会社 タケダスポーツ    | 岩手県二戸市福岡字上町9番地1        | 武田一明  |
| 株式会社 大創産業       | 広島県東広島市西条町大字吉行字向1番地の60 | 矢野博丈  |
| 株式会社 新星堂        | 東京都杉並区上荻一丁目23番17号      | 宮崎正紀  |
| 株式会社 神奈川くまざわ書店  | 東京都八王子市八日町1番11号        | 熊沢真   |
| 株式会社 マックハウス     | 東京都杉並区高円寺南三丁目3番1号      | 栗原勝利  |
| 株式会社 エーピーシー・マート | 東京都渋谷区神南一丁目11番5号       | 三木正浩  |

(変更後)

| 名称              | 住所                    | 代表者の氏名 |
|-----------------|-----------------------|--------|
| 株式会社 庄交コーポレーション | 鶴岡市錦町2番60号            | 吉野公一   |
| 株式会社 主婦の店鶴岡店    | 鶴岡市本町一丁目6番2号          | 大川一郎   |
| 株式会社 ボズ・ワン      | 東京都世田谷区玉川田園調布二丁目10番6号 | 菅野健一   |
| 株式会社 イーストボーイ    | 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目8番3号     | 小林孝是   |

|                |                                  |       |
|----------------|----------------------------------|-------|
| 株式会社 リオチェーン    | 愛知県名古屋市中区平和一丁目1番20号<br>リオ第3ビル4F  | 横山卓幸  |
| 有限会社 木村屋       | 鶴岡市山王町9番25号                      | 吉野隆一  |
| 株式会社 ファンシーフラワー | 鶴岡市日吉町2番23号                      | 後藤八郎  |
| 有限会社 佐藤正栄堂     | 鶴岡市本町二丁目2番10号                    | 佐藤正廣  |
| 株式会社 ロベリア      | 東京都江東区越中島二丁目1番38号                | 大野豊   |
| 株式会社 モリタ       | 秋田県秋田市山王三丁目3番9号                  | 盛田良次  |
| 株式会社 キング       | 大阪府吹田市豊津町1番7号                    | 山田幸雄  |
| 株式会社 エガミ       | 秋田県横手市寿町8番13号 エガミビル3F            | 江上キヌ子 |
| 株式会社 さが美       | 神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目2番11号            | 二谷貴夫  |
| 有限会社 ドルフィン     | 酒田市光ヶ丘一丁目17番14号                  | 青塚義明  |
| ロイヤルネットワーク株式会社 | 酒田市新橋一丁目4番10号                    | 仲條啓三  |
| 株式会社 オンワード樫山   | 宮城県仙台市青葉区二日町12番34号               | 堀江龍二  |
| 有限会社 つつみ屋      | 宮城県仙台市青葉区落合二丁目13番12号             | 小原安洋  |
| 株式会社 つるや       | 鶴岡市末広町5番8号マリカ西館5F                | 三浦美智  |
| 株式会社 ニューステップ   | 東京都中央区新川一丁目22番15号 茅場町中埜ビル        | 岩田愛一郎 |
| 有限会社 グランサンドオール | 新庄市金沢1573番3号                     | 長澤通   |
| 株式会社 大創産業      | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号             | 矢野博文  |
| 株式会社 新星堂       | 東京都杉並区上荻一丁目23番17号                | 宮崎正紀  |
| 株式会社 神奈川くまざわ書店 | 東京都八王子市八日町1番11号                  | 熊沢健   |
| 株式会社 マックハウス    | 東京都杉並区梅里一丁目7番7号<br>新高円寺ツインビル     | 栗原勝利  |
| 株式会社 ハニーズ      | 福島県いわき市鹿兒島町走熊字七本松27番地の1          | 江尻義久  |
| 有限会社 ストローハット   | 宮城県仙台市若林区新寺一丁目7番35号<br>ストローハットビル | 東正直   |
| 伊藤克彦           | 鶴岡市西新斎町5番23号                     |       |
| 小林周平           | 鶴岡市湯の浜二丁目18番10号                  |       |

|              |                  |         |
|--------------|------------------|---------|
| 有限会社えい・ぱらんにく | 福島県福島市渡利字高倉57番2号 | 阿 部 千 里 |
|--------------|------------------|---------|

## 4 変更年月日

平成18年6月29日

## 5 届出年月日

平成18年8月25日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成19年1月15日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成18年9月15日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 吉 田 美 智 子

## 1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務

## 2 講習の期間及び場所

| 区 分    | 期 間                            | 場 所                        |
|--------|--------------------------------|----------------------------|
| 新規取得講習 | 平成18年11月13日（月）から同月18日（土）までの6日間 | 山形市東古館123番地<br>協同の杜J A 研修所 |
| 追加取得講習 | 平成18年11月16日（木）から同月18日（土）までの3日間 |                            |

## 3 受講対象者

| 区 分    | 受 講 対 象 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新規取得講習 | <p>受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であつて、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 最近5年間に受講しようとする講習に係る警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</li> <li>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</li> <li>(3) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</li> </ol> |

|        |                                                                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | (4) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者 |
| 追加取得講習 | 受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込みを行う日において、上記(1)から(4)までのいずれかに該当する者                |

4 定員

| 区 分    | 定 員  |
|--------|------|
| 新規取得講習 | 30 人 |
| 追加取得講習 | 10 人 |

5 受講手続

(1) 事前申込み

受講希望者は、山形県警察本部の事前申込専用電話により事前申込みを行い、受付番号を取得すること。1回の通話で申し込むことができる人数は1人とし、申込者は原則として受講希望者本人とする。

ア 事前申込受付期間

平成18年10月2日(月)から同月6日(金)までの日の午前9時から午後4時まで。

イ 事前申込専用電話の電話番号

023(630)2937

ウ その他

事前申込者数が定員に達したときは、受付期間内であっても事前申込みを締め切る。

(2) 受講申込書の提出

ア 事前申込みにより受付番号を取得した後、山形県内に居住する者にあつては居住地を管轄する警察署に、山形県外に居住する者にあつては山形県内の最寄の警察署に、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める書類を添付した警備員指導教育責任者講習受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付したもの)を直接持参すること。

| 区 分    | 書 類                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新規取得講習 | (ア) 3の(1)に該当する者 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面及び履歴書<br>(イ) 3の(2)に該当する者 1級検定の合格証明書の写し<br>(ウ) 3の(3)に該当する者 旧1級検定の合格証の写し<br>(エ) 3の(4)に該当する者 旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面 |
| 追加取得講習 | (ア) 上記(ア)から(エ)までに掲げる書類のいずれかの書類<br>(イ) 指導教育責任者資格者証等の写し                                                                                                                                                                         |

イ 提出期間

平成18年10月2日(月)から同月9日(月)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

ウ 受講手数料及び納付方法

受講申込書を提出する際に、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める額に相当する山形県証紙で

納付すること。

なお、既納の受講手数料については還付しない。

| 区 分    | 額       |
|--------|---------|
| 新規取得講習 | 38,000円 |
| 追加取得講習 | 14,000円 |

#### 6 その他

- (1) 講習は、社団法人山形県警備業協会に委託して実施し、追加取得講習は、新規取得講習と合同で実施する。
- (2) 講習受講に当たっては、新規取得講習にあっては初日の午前9時10分まで、追加取得講習にあっては初日の午後1時まで受付を終えること。
- (3) 講習当日は、筆記用具を持参すること。
- (4) 講習終了後、修了考査を行う。
- (5) 本講習についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話023(626)0110内線3032）又は山形県内の各警察署に行うこと。

平成18年9月15日印刷  
平成18年9月15日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056